

健全性について

自己資本比率は、国内基準(4%)を大幅に上回る10.25%を確保いたしました。
また、不良債権比率は、厳正な自己査定を行った結果、2.68%になりました。
今後とも健全性を高め、更なる経営体質の強化に努めてまいります。

自己資本比率について

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を示す経営指標の一つです。
当金庫の2024年3月末の自己資本比率は10.25%となり、国内基準(4%)を大きく上回っております。
今後も経営体質の強化に努め、適正な利益水準の確保と、ポートフォリオバランスを考えた業務展開により、自己資本比率の水準を高めてまいります。

【自己資本比率】 (単位:百万円・%)			
項 目	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
コア資本に係る基礎項目 (A)	25,276	25,854	26,446
コア資本に係る調整項目 (B)	182	221	198
自 己 資 本 額 (C)=(A)-(B)	25,094	25,632	26,247
リスクアセット等計 (D)	250,634	254,377	256,061
自 己 資 本 比 率 (C) / (D)	10.01	10.07	10.25

(注)1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
(注)2. 詳細につきましては、46ページ～52ページをご覧ください。

貸出債権等の健全性について

2024年3月末の不良債権比率は、2.68%となりました。
今後も地域金融機関として、お取引先との信頼関係のもと資産の健全性向上に取り組んでまいります。

【不良債権比率(額)] (単位:百万円・%)			
	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
不 良 債 権	8,377	9,038	10,094
正 常 債 権	330,234	346,463	365,753
金融再生法上の開示債権額	338,611	355,501	375,848
不 良 債 権 比 率	2.47	2.54	2.68



貸出資産の状況について

当金庫では、「お取引先と向き合い、お取引先とともに考える。」ことを基本に、経営改善支援や事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

今後もお取引先の経営改善や事業再生をきめ細やかにお手伝いするとともに、信用リスクを適切に管理してまいります。

○貸出資産に関しましては、法令等に基づき、適切に開示することが求められております。

○当金庫の信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権(根拠法:信用金庫法及び金融再生法)は以下のとおりです。

【信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況】

(単位:百万円・%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額(c)	貸倒 引当金(d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022年度	2,768	2,768	1,572	1,196	100.00%	100.00%
	2023年度	3,248	3,248	1,988	1,260	100.00%	100.00%
危険債権	2022年度	5,862	5,383	4,372	1,011	91.83%	67.88%
	2023年度	6,189	5,724	4,745	979	92.49%	67.81%
要管理債権	2022年度	407	100	98	2	24.70%	0.79%
	2023年度	656	213	209	4	32.54%	0.91%
三月以上 延滞債権	2022年度	—	—	—	—	—	—
	2023年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	2022年度	407	100	98	2	24.70%	0.79%
	2023年度	656	213	209	4	32.54%	0.91%
小計(A)	2022年度	9,038	8,252	6,042	2,210	91.31%	73.78%
	2023年度	10,094	9,187	6,942	2,244	91.01%	71.20%
正常債権(B)	2022年度	346,463					
	2023年度	365,753					
総与信残高 (A)+(B)	2022年度	355,501					
	2023年度	375,848					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。